

## かがわ県民防災意識向上プロジェクト事業実施業務に係る企画提案のための仕様書

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

かがわ県民防災意識向上プロジェクト事業実施業務

#### (2) 業務の目的

内閣府の「防災に関する世論調査（令和4年9月調査）」の結果によると、防災訓練に参加したことがある人の割合が全体で43.6%であるのに対し、18～29歳で42.8%、30～39歳においては31.3%にとどまっており、また、同世論調査において、風水害に対する備えについて「特に対策は取っていない」と回答したものは20代以下が最も高いという結果となっており、年代が上がるほど対策を取っていない者の割合が減る傾向にあることから、次代の地域の防災を担う若年層や子育て世代の防災への関心が低いことが課題となっている。

また、同世論調査で防災に関する知識や情報を入手するために積極的に活用したいものとして、全体ではテレビ、ラジオに次いでSNS等の情報が3位につけ、年代別にみると18～29歳で1位、30～39歳では2位と上位に位置し、SNSが若い世代の情報活用手段として大きな影響力を持っている。

そこで、県の公式防災LINEアカウントによる情報提供及び「かがわ防災協力認証店」等で利用できるデジタルスタンプカードを通して、概ね20代～40代の世代を中心に防災に関心を持ってもらい、「かがわ防災サポーター」として、防災活動に取り組んでもらうきっかけづくりを行う。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年7月31日（月）まで

### 2 契約上限額

3,701,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 委託業務の内容

受託者は、県と十分な打ち合わせと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。なお、かがわ協力認証店（防災に関する商品やとサービスを提供し、防災活動に取り組む企業など）は150社程度を想定している。

- ①かがわ協力認証店への取材及び防災に関する紹介記事（県HPへの掲載）の作成
- ②LINE（SNS）を活用した防災クイズの出題（最大月4回×12か月）
- ③かがわ協力認証店のステッカー作成及び郵送（郵送費を含む。）
- ④普及促進用のチラシ及び防災情報提供チラシ（賞品郵送時）等の作成（デザイン費を含む。）、本事業の普及啓発の実施
- ⑤賞品の梱包作業及び発送手続き（備蓄品1000個（250g以内想定、定形外規格外）及び備蓄品500個（500g以内想定、定形外規格外）の郵送費を含む。）
- ⑥賞品郵送に伴い取得した個人情報（氏名、住所等）の管理
- ⑦かがわ協力認証店に配布するLINE公式アカウントのQR付きカードの作成
- ⑧LINE（LINE公式アカウント）又はLINEのショップカード機能を活用した防災の普及啓発方法の検討

なお、以下の業務は、委託業務に含めない。

- ①LINEアカウントの使用料（ただし、スタンダードプラン月額固定費のみ。防災クイズの配信費用等を除く。）
- ②利用者に贈呈する賞品購入費

### 4 企画提案要領

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ①かがわ協力認証店への取材及び防災に関する紹介記事概要
- ②普及促進用のチラシ案、本事業の普及啓発の実施方法

- ③防災クイズ テーマ案
- ④LINE（LINE公式アカウント）又はLINEのショッピングカード機能を活用した防災の普及啓発方法の検討の考え方
- ⑤同種の業務実績（過去5年間程度で主なもの）

## 5 著作権

- (1) 本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定するすべての権利）については、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (4) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

## 6 特記事項

- (1) 内容及び作業スケジュールについては、契約後、県と協議を行いながら進めること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。
- (3) この仕様書の記載で判断できないことや、その他委託業務を遂行する上で疑義が生じた場合等は、県と受託者が協議して解決するものとする。